



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
民有保安林の指定の解除（森林管理課）	1
公 告	
砂利採取業務主任者試験の実施（産業政策課）	1
職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）	2
知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部運転免許管理課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部運転免許管理課）	4
病院事業局事項	
特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立南部医療センター・こども医療センター）	6
特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部医療センター・こども医療センター）	7
収用委員会事項	
使用の裁決手続開始の決定・7件	9

告 示

沖縄県告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和4年9月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古郡多良間村字塩川筋阿真1131番20
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和4年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年9月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 令和4年11月11日（金曜日）午前10時から午前12時まで
 - (2) 場所
 - ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室
 - イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古合同庁舎内会議室
 - ウ 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山合同庁舎内会議室
- 2 受験手続 受験願書を令和4年9月26日（月曜日）から同年10月14日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書は、原則として簡易書留郵便によ

- り提出するものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 3 受験願書配布場所等 受験願書は、沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）及び沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）において配布するほか、沖縄県商工労働部産業政策課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/saiseikijarisaisugyoumukanri.html>）に掲載する。
 - 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和4年9月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる全ての免許職種
- 2 試験科目 学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
 - (1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
 - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 省令第45条の2第2項各号又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者
 - (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験期日 令和4年11月13日（日曜日）
- 5 試験場所 浦添市字大平531番地 沖縄県立浦添職業能力開発校
- 6 受験申請の手続
 - (1) 受験申請書類
 - ア 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書
 - イ 受験資格を証する書類（技能検定合格証書の写し等）
 - (2) 申請書類の提出先 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県商工労働部労働政策課
 - (3) 申請書類の受付期間 令和4年9月14日（水曜日）から同年10月13日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、令和4年10月13日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (4) 受験手数料 3,100円を沖縄県証紙により納付（受験申請書に貼付）すること。ただし、学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、手数料は不要とする。なお、既に納められた手数料は、還付しない。
 - (5) 受験票の交付 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
- 7 合否判定の基準 満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 8 合格者の発表 令和4年11月24日（木曜日）に、合格者の受験番号を沖縄県本庁舎掲示板及び沖縄県ホームページにおいて掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知する。
- 9 試験結果の開示 試験の結果については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる。ただし、電話、はがき等によって開示請求をすることはできない。

開示請求をする場合は、受験票及び受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証等）を持参のうえ、受験者本人が開示請求をするものとする。

開示する内容	開示請求期間	開示請求場所
試験の得点	令和4年11月24日（木曜日）から同年12月26日（月	沖縄県商工労働部労働政策課

曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで

10 その他

- (1) 受験申請書は、沖縄県商工労働部労働政策課、沖縄県立職業能力開発校等において交付する。
- (2) 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話098-866-2366）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 令和3年7月9日から令和6年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する役務等の種類 沖縄県警察運転者管理システム（以下「運転者管理システム」という。）の県独自対応業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和4年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 1により調達を予定している運転者管理システムの県独自対応業務委託と同様又は類似する業務の受託に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

- カ 1により調達を予定している運転者管理システムの県独自対応業務と同様又は類似する業務の受託に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配布
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部運転免許管理課 〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号098-851-1000 (内線582又は583)
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和4年9月22日(木曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時00分から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日(金曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する運転者管理システムの県独自対応業務委託に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県警察運転者管理システム(以下「運転者管理システム」という。)の県独自対応業務委託 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和5年3月31日(金曜日)
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 令和4年9月9日付け沖縄県公報定期第5061号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による運転者管理システムの県独自対応業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者
- イ 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、情報処理技術に関する資格取得者(基本情報技術者又は応用情報技術者)を有している者

- ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和4年9月22日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時00分から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部交通部運転免許管理課 〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号098-851-1000（内線582又は583）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和4年9月22日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2244）
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年10月24日（月曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには沖縄県警察本部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和4年9月22日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時00分から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和4年10月21日（金曜日）午後6時まで
に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和4年10月21日（金曜日）午後6時
 - イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Name and Quantity of the Products to be Procured
Outsourcing of Prefecture-Specified Driver Management System at Okinawa
Prefectural Police:1 Set
- (2) Bid Opening
Date and Time: Monday, on October 24, 2022 at 10:00am
Place:Police Reference Center, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
- (3) How to submit the bid document
Submit the bid document to the handling division by Friday, on October 21,
2022 by18:00pm.
When submitting the bid document by postal service, the bid document must be
delivered to the handling division by Friday, on October 21, 2022 by 18:00pm.
* the bid document sent by telegrams or electrical transmissions are not acceptable.
- (4) Handling Division
Organization: Finance Division, Police Administration Department,
Okinawa Prefectural Police HQ
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (Ext. 2244)

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和 氣 亨

- 1 調達する物品等の種類 核医学診断用装置
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
 - (2) 調達する物品に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
 - (3) その他の条件については、入札説明書による。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書

- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
オ 入札参加資格の登録を申請する日直前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
カ その他入札説明書に定める書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 設備・調達課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和4年10月11日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年10月21日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが実施する核医学診断用装置に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和 氣 亨

- 1 入札に付する事項
(1) 調達する物品等の名称及び数量 核医学診断用装置 一式
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入の期限 令和5年3月31日（金曜日）
(4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
(1) 入札に参加する者に必要な資格 令和4年9月9日付け沖縄県公報定期第5061号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による核医学診断用装置に係る入札参加資格を有すると認められた者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和4年10月11日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備・調達課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和4年10月11日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年10月21日（金曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター2階会議室4
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和4年10月11日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備・調達課

- (2) 所在地 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和4年10月19日(水曜日)午前10時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Nuclear medicine diagnosis device 1 set
- (2) DELIVERY PERIOD
The date in March 31, 2023 designated by Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
- (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS
5:00 p.m. October 11, 2022
- (4) DATE AND TIME FOR BIDS
10:00 a.m. October 21, 2022
- (5) CONTACT
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
118-1 Arakawa, Haebaru Town, Okinawa, 901-1193 Japan
Telephone 098-888-0123

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第5号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)第14条第1項の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年9月9日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
北谷町字上勢頭平安山下油原	357番	畑	1,043	1,043.08	1,043.08

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
名嘉富子	北谷町字桑江606番地8	6分の1

田仲有	北谷町字上勢頭553番地1	6分の1
宮良君子	北中城村字島袋530番地13	6分の1
田仲勉	うるま市石川白浜二丁目5番1号	6分の1
呉屋紀子	東京都狛江市岩戸北一丁目7番1号セボンコルテ イーレ狛江112	6分の1
田仲仁	西原町字翁長920番地の45（勤住協翁長団地）	6分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年7月21日

沖縄県収用委員会告示第6号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年9月9日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
恩納村字恩納米島	1401番	田	168	168.04	168.04

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
仲本菖子	宜野湾市我如古四丁目15番2号	18分の6
屋宜葉子	那覇市首里石嶺町3丁目237番地7	18分の6
屋宜弘美	那覇市首里石嶺町3丁目237番地7	18分の3
屋宜朋子	那覇市首里石嶺町3丁目237番地7	24分の1
屋宜盛顕	那覇市首里石嶺町1丁目64番地14	24分の1
グールディング育子	那覇市首里石嶺町4丁目18番地1メゾンコア305	24分の1
屋宜典子	那覇市古島1丁目1番地8レオパレス向日葵306	24分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年7月21日

沖縄県収用委員会告示第7号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第14

0号) 第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年9月9日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
恩納村字恩納目座	1588番	田	76	76.02	76.02
恩納村字恩納目座	1601番	田	250	250.08	250.08

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
山城靖	恩納村字恩納2522番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年7月21日

沖縄県収用委員会告示第8号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年9月9日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
金武町字金武和留美原	5109番	畑	194	194.35	194.35
金武町字金武池久保原	6983番	原野	1,475	1,475.86	1,475.86
金武町字金武池久保原	7001番	畑	499	499.04	499.04
金武町字金武犬盛原	7386番	畑	724	724.13	724.13
金武町字金武犬盛原	7420番	畑	485	485.14	485.14
金武町字金武伊保原	7618番	畑	791	791.82	791.82
金武町字金武伊保原	7624番	畑	132	132.20	132.20
金武町字金武伊保原	7654番	畑	474	474.84	474.84

金武町字金武平川原	8288番 1	田	712	712.96	712.96
-----------	---------	---	-----	--------	--------

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
安次富勉	金武町字金武516番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年7月21日

沖縄県収用委員会告示第9号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年9月9日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する陸軍貯油施設の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
北谷町字砂辺差久原	783番	畑	744	744.19	744.19
北谷町字砂辺差久原	830番	畑	729	729.09	729.09
北谷町字砂辺差久原	838番 1	畑	455	455.13	455.13

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
與儀勇	那覇市具志2丁目25番1号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年7月21日

沖縄県収用委員会告示第10号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年9月9日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する陸軍貯油施設の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)
----	----	----	-------	------------------

			登記簿	実測	
北谷町字砂辺差久原	889番3	畑	927	927.79	927.79

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊禮弘	うるま市石川東恩納975番地4

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
おきぎん保証株式会社 代表取締役 山田義一	那覇市古波蔵3丁目8番8号	抵当権 令和4年3月1日 第3419号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年7月21日

沖縄県収用委員会告示第11号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年9月9日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・シュワブの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
名護市字久志後原	734番25	原野	7,860	7,860.37	7,860.37

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
亡 根路銘國一 法定相続人 堀端佳子	兵庫県西宮市東山台二丁目1番地282
亡 根路銘國一 法定相続人 安慶名武	福岡県福岡市早良区南庄三丁目2番3-201号南庄ハイツ
亡 根路銘國一 法定相続人 安慶名政也	兵庫県伊丹市北野四丁目33番地の2
亡 根路銘國一 法定相続人 橋本由美	大阪府東大阪市上石切町二丁目22番16号
亡 根路銘國一 法定相続人 前田洋子	奈良県大和郡山市小泉町東三丁目6番地7

亡 根路銘國一 法定相続人 千葉国彦	大阪府東大阪市柏田東町10番22号ハイツ片岡306号
亡 根路銘國一 法定相続人 宮前政彦	大阪府茨木市南耳原一丁目5番13号ボヌールプラザ301号
亡 根路銘國一 法定相続人 松葉桂子	愛知県一宮市千秋町佐野字北高須3370番地24
亡 根路銘國一 法定相続人 千葉美代子	愛知県名古屋市中区元八事三丁目232番地（ワールド塩釜2A）
亡 根路銘國一 法定相続人 千葉弘之	神奈川県川崎市中原区荻宿39番46-102号
亡 根路銘國一 法定相続人 安藤さおり	神奈川県川崎市幸区鹿島田二丁目16番45-104号ミオカステーロ新川崎
亡 根路銘國一 法定相続人 須田ゆかり	千葉県習志野市東習志野二丁目18番33-208号
亡 根路銘國一 法定相続人 宮里政子	宜野湾市大山一丁目12番16号
亡 根路銘國一 法定相続人 仲宗根八重子	宜野湾市大山二丁目12番24号
亡 根路銘國一 法定相続人 平良より子	浦添市城間四丁目39番3号202号
亡 根路銘國一 法定相続人 根路銘國光	浦添市伊祖二丁目3番1-1003号サンチャイルドめぐみ2
亡 根路銘國一 法定相続人 俵紀美代	香川県東かがわ市湊241番地1
亡 根路銘國一 法定相続人 宮里匡則	名護市大東三丁目19番21-201号静香マンション

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年7月21日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--